

平成 26 年 6 月 24 日

各 位

会社名 河西工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 堀 浩治
 (コード: 7256 東証第1部)
 問合せ先 常務執行役員 半谷 勝二
 (TEL: 0467-75-1125)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 18 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 20 日開催の当社第 83 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

なお、同定時株主総会におきまして、「定款一部変更の件」が上程され、承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式取扱規定の新株予約権者に関する定めを実態に則した内容に変更するものであります。
- (2) 経営体制とガバナンスを強化する目的で、株主総会及び取締役会における招集手続及び議長選任について、会社の事業とガバナンスの方向性を鑑み、代表取締役が役割を担うことを可能とするため、現行定款第 14 条及び第 22 条について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 10 条 (条文省略) (株式取扱規定) 第 11 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。 (招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は取締役会の決議にもとづき <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に差支えがあるときは取締役会において予め定めた順序により <u>他の取締役</u> がこれにあたる。	第 1 条～第 10 条 (現行どおり) (株式取扱規定) 第 11 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、 <u>ならびに株主及び新株予約権者の</u> 権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。 (招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は取締役会の決議にもとづき <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役が複数の場合又は代表取締役に</u> 差支えがあるときは取締役会において予め定めた順序により、 <u>先順位の取締役</u> がこれを

<p>第15条～第21条（条文省略） （取締役会）</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>2. 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差支えがあるときは取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3. （条文省略）</p> <p>第23条～第43条（条文省略）</p>	<p><u>招集し、その議長となる。</u></p> <p>第15条～第21条（現行どおり） （取締役会）</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>2. <u>取締役会の招集者及び議長は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役会規則により定める。</u></p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第23条～第43条（現行どおり）</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための取締役会決議日	平成26年4月18日
定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月20日
定款変更の効力発生日	平成26年6月20日

以 上